

## 津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する覚書

高鍋町（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社九州支社宮崎工事事務所（以下「乙」という。）ならびに西日本高速道路株式会社九州支社都城管理事務所（以下「丙」という。）において、平成24年7月9日付けで締結した「津波等緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき、協定第3条に定める使用区域（以下「使用区域」という。）を協定の定めに従って適切かつ安全に使用するために、次のとおり覚書を交換する。

### （目的）

第1条 この覚書は、協定の定めに従って適正かつ安全に使用区域を使用するために、具体的な使用方法等を定めるものとする。

### （協定の周知）

第2条 甲は、協定第2条に定める使用目的、協定第3条に定める使用区域及び協定第6条に定める使用期間について、関係する地域住民等（以下「地域住民等」という。）に周知した上で運用を図るものとする。

2 甲は、協定第6条に定める使用期間の範囲内で、地域住民等が自己の責任で使用区域への立ち入り及び退去を決定することを、地域住民等に周知するものとする。

3 甲は、使用区域が地震等により損傷し、緊急避難の支障や一時使用が困難となる場合があることを、地域住民等に予め周知するものとする。

### （情報の連絡体制）

第3条 甲は高鍋町に津波が襲来し、又は宮崎県沿岸地域に津波警報が発令されるなど津波襲来のおそれが生じ、津波に対する避難が必要となった場合、及び河川の氾濫のおそれが生じ避難が必要となった場合、その旨を地域住民等に周知するものとする。

2 甲は、宮崎県に発令された津波警報が解除されるなど、津波に対する避難の必要が無くなった時、及び河川の氾濫による避難の必要が無くなった時は、その旨を地域住民等に周知するものとする。

3 甲または甲に依頼を受けたものは、使用区域への立ち入り及び使用区域からの退去の際には、乙の関係する機関に連絡を行うものとする。その連絡先及び連絡方法については、別表-1に示すとおりとする。なお、甲または甲に依頼を受けたものは、地震による通信線の断線等により、乙への連絡ができない場合があることについて予め承知しておくものとする。

別表 - 1 (使用区域入退去時の連絡先)

乙	連絡先
宮崎工事事務所	0985-37-1155

(使用区域への避難方法)

第4条 使用区域への立ち入りに当たっては、地域住民等の自己責任において実施するものとするが、甲は、予め下記事項について地域住民等に周知を図っておくものとする。

- (1) 使用区域までの避難経路
- (2) 使用区域への立ち入り方法
- (3) 使用区域へ立ち入る際の乙への連絡方法
- (4) 使用区域が津波などに対し安全担保されるものではないこと

(安全対策)

第5条 協定第9条に基づく安全対策のうち、使用上の安全対策に関する事項において、次の各号によるものとする。

- (1) 甲は、地域住民等に対し、乙から指定された使用区域以外に立ち入らないよう周知を図っておくものとする。
- (2) 乙は、甲から使用区域の立ち入りの連絡を受けた際には、当該区域で工事請負人等に対して周知を図り安全の確保に努めるものとする。
- (3) 甲は、使用区域は、工事中の現場であるということ、電気、水、トイレ及び夜間の照明施設が無いことを地域住民等に周知しておくものとする。
- (4) 甲は、使用区域には段差等により身体障がい者の方やお年寄り、小さいお子様など介護、介助者無しでは使用できないことを地域住民等に周知しておくものとする。
- (5) 甲は、必要により避難訓練等を行い、使用区域の利用について地域住民等の理解度向上に努めるものとする。

(平常時の運用)

第6条 協定第10条に基づき、平常時の運用については次の各号のとおりとする。

- (1) 甲は、避難訓練において使用区域を使用する場合には、あらかじめ乙の承諾を得るものとする。
- (2) 甲は、協定第2条に定める使用区域の使用及び前号の訓練以外の目的で使用区域に立ち入ろうとする場合には、乙と協議するものとする。
- (3) 津波等緊急避難における使用区域の運用に当たり、運用上の問題が発生した場合には別途、甲乙協議して問題の解決にあたるものとする。

(鍵の保管について)

第7条 協定第11条第2項に基づき、甲乙丙間で門扉の鍵の保管を別表-2のとおり行うものとする。なお、避難使用区域は建設中の区間であるため、期間によっては鍵が不要（立入防止柵：フェンスが未設置）な場合もある。

別表-2 (鍵の保管について)

管理者	保管場所	数量
甲	—	3
乙	宮崎工事事務所	1
丙	高鍋料金所	1

※ただし、丙の高鍋料金所で保管する鍵は、甲または甲が指定する鍵の管理者が不在の場合に、地域住民等に貸し出しを行うためのもので、丙及び丙の関係者が使用区域の鍵の開閉を行うものではない。また、丙の関係者の安全が確保できない場合（危険のおそれがある場合を含む）においては、地域住民等への鍵の貸し出しができない場合がある。

(覚書の有効期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から東九州自動車道都農～高鍋間の供用開始までとする。

2 甲及び丙は、東九州道都農～高鍋間が開通する前までに新たな協定に基づく覚書を締結するものとする。

3 甲又は乙は、この覚書の有効期間満了前に正当な理由によってこの覚書を解除しようとするときは、30日前までに相手方に対し解除の申し入れをしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、協定が解除された場合には、この覚書は当然にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この覚書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、処理するものとする。

この覚書を証するため、この覚書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 7月 9日

甲 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江 8437 番地  
高鍋町長 小澤 浩一

乙 宮崎県宮崎市大字島之内 1087  
西日本高速道路株式会社九州支社  
宮崎工事事務所  
所長 上岡 誠

丙 宮崎県都城市高木町 5166-11  
西日本高速道路株式会社九州支社  
都城管理事務所  
所長 山本 純司